

# 第四十回国会 地方行政委員会議録 第二十七号

昭和三十七年四月十日(火曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

園田 直君

委員長

伊藤 雄一君

理事太田

伊藤 嘉郎君

理事金子

伊藤 勝君

理事渡海

伊藤 勝君

理事丹羽

伊藤 勝君

理事野口

伊藤 勝君

理事山崎

伊藤 勝君

理事小澤

伊藤 勝君

理事久保田

伊藤 勝君

理事津島

伊藤 勝君

理事前田

伊藤 勝君

理事安宅

伊藤 勝君

理事山崎

伊藤 勝君

理事二宮

伊藤 勝君

理事大沢

伊藤 勝君

理事山口

伊藤 勝君

理事柏村

伊藤 勝君

理事佐久間

伊藤 勝君

理事富永

伊藤 勝君

理事長

伊藤 勝君

専門員

伊藤 勝君

四月一日

道路交通法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一四六号)

同日

大衆飲食に対する料理飲食等消費税  
軽減に関する請願(本島百合子君紹介)(第三一八四号)辺地に係る公共的施設の総合整備の  
ための財政上の特別措置等に関する  
法律案に關する請願(足鹿覺君紹介)  
(第三四〇三号)地方税法の一部改正に關する請願  
(池田清志君紹介)(第三四六五号)国民健康保険団体連合会職員の地方  
公務員共済制度加入に関する請願  
(有田喜一君紹介)(第三五一八号)奄美群島第三次振興計画の実施に關  
する請願(池田清志君紹介)(第三六  
一一号)

は本委員会に付託された。

地方公務員の新共済制度実施に關す  
る陳情書(多治見市議會議長加藤宅  
治)(第六〇八号)同(香川県議會議長大久保雅彦)(第  
七五一号)電気、ガス税の非課税品目拡大反対  
に關する陳情書(多治見市議會議長  
加藤宅治)(第六〇九号)道府県民税の賦課徵収に關する陳情  
書(鹿児島市山下町三十一番地の二  
鹿児島県市議會議長会長石井真一)  
(第六三一号)町村の財政強化に關する陳情書(仙  
台市勾当台通り二十七番地宮城県町  
村議會議長会長小野寺昌徳)(第六  
六〇号)地方公務員共済組合法案の修正に關  
する陳情書(八幡市議會議長河内定  
一)(第六六二号)三月二十九日  
災害対策基本法等の一部を改正する  
法律案(内閣提出第一三九号)  
(内閣提出第一四五号)四月四日  
委員岡高夫君辞任につき、その補  
欠として谷垣專一君が議長の指名で  
委員に選任された。四月六日  
地方公務員の新共済制度実施に關す  
る陳情書(京都市中京区西ノ京南大  
炊御門町十番地全国乗用自動車連合会副  
会長川本直水)(第六三五号)町村自治の確立等に關する陳情書  
(浦和市高砂町四丁目四十九番地の  
一埼玉県町村議會議長会長松井勝  
藏)(第六二六号)奄美群島第三次振興計画実施に關す  
る陳情書(鹿児島市山下町三十七番  
地鹿児島県町村議會議長会長宮田  
実)(第六五一号)直轄事業に対する地方負担金軽減に  
關する陳情書(東京都議會議長建部  
順外九名)(第六五九号)地方財源の強化拡充に關する陳情書  
(東京都議會議長建部順外九名)(第  
六六〇号)町村の一般単独事業に対する起債わ  
く拡大に關する陳情書(松山市一番  
町愛媛県町村会長渡辺諸吉)(第七  
八号)町村の財政強化に關する陳情書(仙  
台市勾当台通り二十七番地宮城県町  
村議會議長会長小野寺昌徳)(第六  
六〇号)地方制度の改革に關する陳情書(松  
山市一番町愛媛県町村会長渡辺諸  
吉)(第七一九号)地方議会の権限強化等に關する陳情  
書(長崎市袋町三十一番地長崎県町  
村議會議長会長別當勝三)(第七二〇  
号)同月三十一日  
地方税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一四五号)（浦和市高砂町四丁目四十九番地の  
一）

（第六二二号）

（第六二三号）

（第六二四号）

（第六二五号）

（第六二六号）

（第六二七号）

（第六二八号）

（第六二九号）

（第六三〇号）

（第六三一号）

（第六三二号）

（第六三三号）

（第六三四号）

（第六三五号）

（第六三六号）

（第六三七号）

（第六三八号）

（第六三九号）

（第六四〇号）

（第六四一号）

（第六四二号）

（第六四三号）

（第六四四号）

（第六四五号）

（第六四六号）

（第六四七号）

（第六四八号）

（第六四九号）

（第六五〇号）

（第六五一年）

（第六五二号）

（第六五三年）

（第六五四年）

（第六五五年）

（第六五六年）

（第六五七年）

（第六五八年）

（第六五九年）



フ登記事項又ハ登録事項ノ交換

更ノ登記又ハ登録

(自治省設置法の一部改正)

5 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次の

ようにより改正する。

第四条第一項第十四号の六の次に次の一号を加える。

第五条第一項第十四号の六の次に次の一号を加える。

十四の七 住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第二号)の施行に関する事務を行なうこと。

第十一条第五号の三の次に次の二号を加える。

五の四 住居表示に関する法律の施行に関すること。

第十二条の四の次に次の二条を加える。

五の四 住居表示に関する法律の施行に関すること。

第十三条の五 住居表示に関する重要事項を加える。

五の四 住居表示審議会を置く。

2 住居表示審議会の所掌事務、組織、委員の任命その他の事項については、政令で定める。

附則第五項の次に次の二条を加える。  
6 第十二条の五に規定する住居表示審議会は、昭和三十九年三月三十日まで置かれるものとする。

従前のならわしによる住居表示ある町名地番の混乱の現状にかんがみ、合理的な住居表示の制度を確立

するとともに、住居表示の実施手続

その他その実施について必要な措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

定による緊急災害対策本部長の指示に改める。

五百五条から第百九条までを次のように改める。

(災害緊急事態の布告)

五百五条 非常災害が発生し、か

つ、当該災害が国の経済及び公

共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである

場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特

別の必要があると認めるとき

は、内閣総理大臣は、閣議にか

けて、関係地域の全部又は一部

について災害緊急事態の布告を

発することができる。

2 前項の布告には、その区域、

布告が必要とする事態の概要及

び布告の効力を発する日時を明

示しなければならない。

(国会の承認及び布告の廃止)

五百六条 内閣総理大臣は、前条

の規定により災害緊急事態の布告を発したときは、これを発し

た日から二十日以内に国会に付

請して、その布告を発したこと

について承認を求めなければな

らない。ただし、国会が閉会中

の場合は衆議院が解散されて

いる場合は、その後最初に召集さ

れたときには、これを発し

たときには、これを発し

たときには、これを発し

たときには、これを発し

告の廃止を議決したとき、又は

当該布告の必要がなくなつたときは、すみやかに、当該布告を廃止しなければならない。

(緊急災害対策本部)

五百七条 内閣総理大臣は、第百

五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、国家行

政組織法第八条の規定にかかるらず、閣議にかけて、臨時に總

理府に緊急災害対策本部を設置するものとする。この場合にお

いて、当該緊急災害対策本部の所管区域は、当該災害緊急事態の布告に係る地域とする。

2 前項の規定により緊急災害対策本部が設置された場合において、当該災害に係る非常災害対策本部が既に設置されているときは、当該非常災害対策本部は、當該災害緊急事態は、廃止されるものとする。

3 第五百五条の規定による災害緊急事態の布告が廃止されたときは、緊急災害対策本部は、廃止

されるものとする。

4 第三百八条の規定により委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

5 緊急災害対策本部長は、前項

の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。

6 緊急災害対策本部長は、前項

の規定により委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(緊急措置)

五百八条 災害緊急事態に際し國

の経済の秩序を維持し、及び公

共の福祉を確保するため緊急の

必要がある場合において、国会

が閉会中又は衆議院が解散中で

あり、かつ、臨時会の召集を決

定し、又は参議院の緊急集会を

開けるため、政令を制定する

こととする。

2 緊急災害対策本部に、緊急災

害対策副本部長、緊急災害対策

本部員その他の職員を置く。

3 緊急災害対策副本部長は、國務大臣をもつて充てる。

従前のならわしによる住居表示ある町名地番の混乱の現状にかんがみ、合理的な住居表示の制度を確立

4 前三項に定めるもののほか、

第二十五条第二項、第四項及び第五項(非常災害対策副本部長に係る部分を除く)、第二十六

条、第二十七条並びに第二十八

条の規定は、緊急災害対策本部の組織及び所掌事務、緊急災害対策本部員に対する指定行政機関の長の権限の委任並びに緊急

災害対策本部長の権限について、

同条第三号中「第二十一条」とあるのは「第二百八条第四項において準用する第二十八条」と読み替えるものとする。

5 緊急災害対策本部長は、前項

において準用する第二十八条の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。

6 緊急災害対策本部長は、前項

の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。

7 緊急災害対策本部長は、前項

の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。

8 緊急災害対策本部長は、前項

の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。

9 緊急災害対策本部長は、前項

の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。

10 緊急災害対策本部長は、前項

の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。

11 緊急災害対策本部長は、前項

の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。

12 緊急災害対策本部長は、前項

の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。

13 緊急災害対策本部長は、前項

の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。

14 緊急災害対策本部長は、前項

の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。

15 緊急災害対策本部長は、前項

の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。

16 緊急災害対策本部長は、前項

の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。

17 緊急災害対策本部長は、前項

の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。



の旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

当該官吏が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

第二十四条第四項及び第二十六条第二項中「第十二条」を「第二十

三条の二」に改める。

第二十八条条中「特別区長」を「特別区の区長」に改め、「(有線電気通信設備の届出)」を削る。

第三十一条の次に次の二条を加える。

第二十八条规定「特別区長」を「特別区の区長」に改め、「(有線電気通信設備の届出)」を削る。

第三十二条日本赤十字社に、政

府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力(第二十五条の規定による協力を除く)の連絡調整を行なわせることができ

る。

第三十三条第三項中「第十二条」を「第十二条の二」に改め、同条

の規定による協力を除く)の連絡調整を行なわせることができる。

第三十六条を次のように改め

る。

第三十六条 国庫は、都道府県が第三十三条の規定により支弁し

た費用及び第三十四条の規定による補償に要した費用(前条の規定により求償することができるものと/or)並びに前条の規定による求償に対する支払に要した費用の合計額が政令で定め

る額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)

に定める当該都道府県の普通税(法定外普通税を除く。以下同じ)について同法第一条第一項第五号にいう標準税率(標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする)をもつて算定した当該年度の収入見込額(以下この条において「収入見込額」という。)の百分の二以下であるときにつきは当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二をこえるときにつきは左の区分に従つて負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の定めるところによるものとする。

一 収入見込額の百分の二以下の部分については、その額の百分の五十

二 収入見込額の百分の二をこえ、百分の四以下の部分についでは、その額の百分の八

三 収入見込額の百分の四をこえる部分については、その額の百分の九十五

四 「災害救助」に改める。

第五条第二項中「第十二条」を「第十二条の二」に改める。

第六条第二項各号列記以外の部分中「五千円」を「五万円」に、同条第二号中「第十二条」を「第二十三条の二」に改める。

第七条第一項中「第十三条」を「第十四条」に改める。

第八条第一項各号列記以外の部分中「三千円」を「三万円」に改める。

第九条第一項中「第十三条」を「第十四条」に改める。

第十条第一項中「第十四条」を「第十五条」に改める。

第十二条第一項中「第十四条」を「第十五条」に改める。

第十三条第一項中「第十五条」を「第十六条」に改める。

第十四条第一項中「第十六条」を「第十七条」に改める。

第十五条第一項中「第十七条」を「第十八条」に改める。

第十六条第一項中「第十八条」を「第十九条」に改める。

第十七条第一項中「第十九条」を「第二十条」に改める。

第十八条第一項中「第二十条」を「第二十一条」に改める。

第十九条第一項中「第二十一条」を「第二十二条」に改める。

(消防組織法の一部改正)

第四条 消防組織法(昭和二十一年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第十五項中「市町村の作成する消防計画」を「防災計画に基づく消防に関する計画(以下第十八条の

二において「消防計画」という。)」に改める。

第五条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中

中央災害救助対策協議会	災害救助法(昭和二十一年法律第二百一十八号)に基く災害の救助その他緊急措置の適切円滑な実施を図ること。
都道府県災害救助対策協議会	災害救助法(昭和二十一年法律第二百一十八号)に基く災害の救助その他緊急措置の適切円滑な実施を図ること。

第三条中災害救助法第二十六条の改正規定は、公布の日から施行し、昭和三十七年度分の国庫負担金から適用する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

1 この法律は、災害対策基本法の施行の日から施行する。ただし、

の法律案を提案することにいたしたのあります。

次に、この法律案の概要を御説明申します。

第一は、市街地における住居表示制度を確立したことあります。

これまで地番を用いて住居を表示することがならむことなっておりますが、本来地番は、不動産登記上土地を特定するためつけられる番号であります。

して、これを住居の表示に用いることは適当でなく、混乱の原因ともなつておりますことにかんがみ、これを改めまして、市街地における住居表示は、

住居番号によることとし、これがため市町村内の町名、街区符号及び住居番号を用いる表示方法いわゆる街区方式

または道路名及び住居番号を用いる表示方法いわゆる道路方式のいずれかによることといたしました。

第二は、この住居表示を実施するた

めに必要な手続を定めたことあります。

住居表示の実施は、市町村の責任とし、市町村は、議会の議決を経て、市街地につき街区方式または道路方式のいずれの方法によるかを定めるとともに、その定めたところに従つて街区符号及び住居番号または道路の名称及び住居番号をつけなければならないものとし、住居表示の細目については、市町村の条例で定めることにいたしました。

なお、街区方式によって住居を表示する区域内の町または字の区域は、街区方式に適した合理的なものに区画し、町または字の名称は、できるだけ読みやすく、簡明なものにしなければならない旨を規定しました。

第三は、新住居表示制度の順守についてあります。

いて、国民並びに国及び地方公共団体の機関等の義務を明らかにしたことあります。

すなわち何人も住居表示について

は、市町村が定めて告示をした表示方

法を用いるように努めなければならぬものとし、国及び地方公共団体の機

関は、住民票、選挙人名簿、法人登記簿等の公簿に住居を表示する場合には、

法令に別段の定めがある場合を除くはされた場合におけるその効果を一そ

大ならしめるため、表示板の設置等を義務づけたことがあります。

第四は、新しい住居表示制度が実施または道路名及び住居番号を用いる表

示方法いわゆる道路方式のいずれかによることといたしました。

第五は、手数料等に関する特例措置を定めたこととあります。

この法律による住居表示の実施に伴

うにより、見やすい場所に住居番号を表示しなければならないことにいたしました。

この法律による住居表示の実施に伴

うにより、見やすい場所に住居番号を表示しなければならないことといたしました。

この法律による住居表示の実施に伴

うにより、見やすい場所に住居番号を表示しなければならないことといたしました。

この法律による住居表示の実施に伴

うにより、見やすい場所に住居番号を表示しなければならないこととし、建物の所有者等は、市町村の条例で定めるとともに必要な手続を定めたこととあります。この法律による住居表示の実施に伴うにより、見やすい場所に住居番号を表示しなければならないことといたしました。

十二年三月末までに市街地の全域について実施を完了するように努めなければならぬ旨を定めました。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び内容の概要でございます。何とぞ慎重に審議の上、すみやかに御賛同あらんことを切望する次第であります。

次に、ただいま議題となりました災害対策基本法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、災害対策基本法の施行に備え、同法及び関係法律について必要な規定の整備を行なおうとするものであります。

第一は、災害対策基本法の一部改正であります。まず、災害緊急事態に關する規定を整備することとあります。

これらの規定は、さきの第三十九回臨時国会において、審議の日時も不足であります。

臨時国会において、審議の日時も不足であります。

国会の検討に待つといふことで削除されましたものであります。

そのための意見等を参考し、さらに慎重に検討いたしました結果、若干の修正を加えて提案することとしたものであります。

その概要是、次の通りであります。

この法律による住居表示の実施に伴うにより、見やすい場所に住居番号を表示しなければならないことといたしました。

この法律による住居表示の実施に伴うにより、見やすい場所に住居番号を表示しなければならないことといたしました。

この法律による住居表示の実施に伴うにより、見やすい場所に住居番号を表示しなければならないことといたしました。

この法律による住居表示の実施に伴うにより、見やすい場所に住居番号を表示しなければならないことといたしました。

この法律による住居表示の実施に伴うにより、見やすい場所に住居番号を表示しなければならないことといたしました。

ものとし、もつて国の経済の秩序の維持と公共の福祉の確保に遺憾ながらしま

めようとするものであります。すなわち、(一)供給が特に不足している生活必需物資の配給または譲渡もしくは引き渡しの制限もしくは禁止、(二)災害応急対策、災害復旧または国民生活の安定のため必要な物または役務等の最高価額の決定、(三)賃金、災害補償給付金その他の労働関係に基づく金銭債務の支

払い及びその支払いのための銀行その他の金融機関の預金等の支払い以外の金銭債務の支払い延期及び権利の保存期間の延長についてであります。

なお、中央防災会議の委員は、指定行政機関の長のほかに学識経験のある者を加えることといたしました。

第二は、災害対策基本法の施行に伴うにより、見やすい場所に住居番号を表示しなければならないこととし、建物の所有者等は、市町村の条例で定めるとともに必要な手続を定めたこととあります。

この法律による住居表示の実施に伴うにより、見やすい場所に住居番号を表示しなければならないことといたしました。

第三は、道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重に審議の上、すみやかに御決あらんことをお願いいたします。

なお、両案についての質疑は後日に譲ることといたします。

○園田委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○園田委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○園田委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○園田委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○園田委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○園田委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

許の効力が停止されている場合を除く)。かつ、当該免許によつて運転することができる自動車の運転の経験の期間が通算して二年以上の者でなければ、受けることができない。

#### 附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現に二十一歳に満たない者又は自動車の運転の経験の期間が通算して二年に達しない者でこの法律による改正前の道路交通法(以下「旧法」といふ)第八十四条第一項の規定により大型免許を受けているものは、この法律による改正後の道路交通法(以下「新法」といふ)第八十一条第一項第一号及び第九十六条第二項の規定にかかるず、新法第一項第一号及び第九十六条第三項において、旧法の規定により都道府県公安委員会が当該免許について付した条件で現にその効力を有するものは、新法の規定により都道府県公安委員会が当該免許について付した条件とみなす。この場合において、運転の経験の期間が通算して二年に達しない者は、この法律による改正前の道路交通法(以下「旧法」といふ)第八十四条第一項の規定により大型免許を受けた者とみなす。この場

大型自動車による交通事故の増加

の状況にかんがみ、大型自動車免許の欠格事由及び受験資格を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

#### 理 由

現在、わが国における交通事故及びそれに基づく死傷者の増加は、まことに著しいものがあり、昭和三十六年度中に発生した交通事故の件数は約五万件で、これによる死者の数は約一万三千人の多さに達しております。このため、交通事故を防止するための諸対策を早急に講ずることが要請されているのであります。これらの事故はその傾向にあります。これらの事故はその被害がきわめて大きく、人命にかかわる場合も非常に多いのであります。

これら大型自動車による事故の内容

を検討してみますと、まだ思慮を十分

でない年少者とか、あるいは運転経験

が浅い者によつて起こされた事例が多

いのであります。

このよくな交通事故の実態から考え

ますと、運転操作が比較的困難であ

○國田委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。安井国務大臣。

○安井国務大臣 ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法

律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明いたします。

この法律案は、大型自動車免許の資格年令を十八歳から二十一歳に引き上げること及び大型自動車免許の受験資格として、現に一定の運転免許を受けおり、かつ、一定の自動車の運転の期間の経験が通算して二年以上のものでなければならぬこと並びに必要な規定の整備をすることをその内容としております。

現在、わが国における交通事故及びそれに基づく死傷者の増加は、まことに著しいものがあり、昭和三十六年度中に発生した交通事故の件数は約五万件で、これによる死者の数は約一万三千人の多さに達しております。このため、交通事故を防止するための諸対策を早急に講ずることが要請されています。

何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛同を賜わらんことをお願いいたします。

以上が、この法律案の提案理由及び内容であります。

○國田委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

なあ、本案についての質疑は後日に譲ることといたします。

○國田委員長 次に、内閣提出の地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑に入ります。通告がありますので、これを許します。田川誠一君。

○田川委員 地方自治法についての質

問をさせていただきますが、大臣に

一、二点どうしても聞いておかなけれ

ばならない点がござります。大臣は途

中で参議院の方へ出席されるようど

ざいますから、順序を変えて質問をい

り、かつ、危険の発生するおそれの多

い大型自動車の運転については、その運転者が肉体的にも精神的にも成長を遂げた者であるとともに、相当期間の運転経験を有している者であることが必要であるということが言えるのであります。

よつてこの際、自動車の大

型免許につきましては、その資格年令を従来の十八歳から二十一歳に引き上げることとともに、その免許の受験資格と

して、現に一定の免許を受けており、かつ、一定の自動車の運転の期間の経験が通算して二年以上のものでなければならぬこと並びに必要な規定の整備をすることをその内容とし

ます。再選から三選、四選、こういう知事さんがだんだんふえてくる。選挙でありますから自由でございますけれども、三選、四選の団体の首長がふえることによって地方行政が固定化しやしまらないことといたしました次第であります。

なお、以上二点の改正に伴つて、必要な経過規定を設けるとともに、法文の整備をすることといたしました。

以上が、この法律案の提案理由及び内容であります。

○國田委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

なあ、本案についての質疑は後日に譲ることといたします。

○國田委員長 次に、内閣提出の地方

自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑に入ります。通告がありますので、これを許します。田川誠一君。

○田川委員 地方自治法についての質

問をさせていただきますが、大臣に

一、二点どうしても聞いておかなけれ

ばならない点がござります。大臣は途

中で参議院の方へ出席されるようど

ざいますから、順序を変えて質問をい

えあるように伺つておりますが、そついたもので私どもでき得ればこれはせいぜい二選程度、三選程度にとどめ

るのが最もいいかといふ考え方を

持つておる次第であります。

しかしこれを法律で禁止するかどうかというこ

とになりますと、非常に問題がむずか

しいのじやなかろうかと思ひます。選

挙といふものが住民の意思に問うとい

う形であります以上、これが三選であ

らうが四選であらうが、あるいは二選

はいいが三選はいけないとところ

までの考え方——印象としては言えま

してもこれを法律で明確に規定づける

ということになりますと、相当問題も

多いかと思つております。直ちに法

律でこれを禁止しようという意思は今

のところございません。しかし今御指

摘のように、いろいろな意味からあま

り好ましいものじやないといふふうに

私ども考えておる次第でござります。

○田川委員 大臣の今の御意見は私

費成でございますが、これは塙田十一

郎さんが長官のときに乗議院の地方行

政委員会で、昭和二十九年七月二十四

日ですが、同じような質問が出ており

まして、塙田長官がやはり同じような

意味のことを答えられております。

○田川委員 その一部をちょと読んでみます。「そ

う簡単にはこの問題はそのように踏み

切るといふわけには行かないのではないか

のか。ただそういういろいろな

弊害が起るといふ事情を考慮して、立

候補をされる方が自発的に御遠慮くだ

さるといふわけには行かないのではないか

けつこうじやないかといふ感じもされ

ないではありませんせんけれども、これを

一気に法制的に三選禁止といふところ

まで持つて行けるかどうか」と思うと  
いう答えをされております。

そこでもう一点大臣にお伺いいたし  
ますが、「選、三選はあまり好ましく  
ないが、法律的に禁止するはどうか  
と思う。これは憲法上疑義があるので  
ありますかどうか、お答え願いたい。

○安井国務大臣 憲法上の問題といった  
しまして十四条に若干触れる問題がで  
きるのじやなかろうか。これはまだ、  
私どもの方でも検討いたしまして、こ  
れがはたして憲法に完全に触れるとい  
うような結論を出しておるわけではござ  
いません。関連をして若干問題があ  
るのじやなかろうかというふうには一  
応考えております。従いまして今法律  
でびしきことこれを押えるということ  
は直ちに考えておらないわけであります  
が、今お話をのように、たとえば知事会  
等でそういう自主的な申し合わせで  
できまして、さらにそれを促進する  
という空氣もあるならば、これは私  
ども十分取り上げることを考えるべき  
じやなかろうかというふうにも考えて  
おる次第でございます。

○田川委員 もう一点お伺いいたしま  
すが、法律的に制限するということは  
すぐ考えられないけれども、あまり好  
ましくないというお話をございます  
が、何かこの問題について、今後積極  
的に検討をする御意思がござりますか  
どうか、お答え願います。

○安井国務大臣 大体今までお話をよ  
うな観点で、常識的には私どもも好ま  
しくないという事情がありますし、  
さらに今後そういうものを通しての  
選挙の実績あるいは選挙後の実績とい  
うふうなものはさらに検討いたしまし

て、今後考える措置があれば何か考え  
ていただきたい、こう思つております。

臣の御答弁を伺いまして、まことにこ  
の問題は重要な問題でござりますし、  
政府としてもっと積極的なお気持で  
この問題に対処されることが適当でな  
いかと思うであります。と申します

のは私自身の経験からいたしまして  
も、現在の府県の制度から申しまし  
て、知事は責任も非常に重いのであり  
ます、が、言葉は適当でないかと思ひ  
ますが、権力の座にすわるという表現  
で言つても差しつかえないような状  
態にあり得るのでございます。その知  
事が三選となりますと十二年、四選  
となりますと十六年の長きにわたって  
県政執行の立場に立つわけでございま  
す。その場合におきまして、いかに  
りっぱな知事が善政を試みましても、  
やはりその人の性格が県政の中に強く  
なり得るのでございます。やはり知  
事のそういう欠陥を何らかの形で改  
めていかなければ、せっかくの民主主  
義、地方自治というものが、あるいは  
場合によつては、また知事のやり方い  
まんによつては、封建的なものになり得  
ます。しかし県会の解散はほとんどござ  
いませんし、従つて知事に対する不信  
感といふことも行なわれません。その  
ようなことで非常に定着して参りまし  
て、政策が一貫して進められるという  
ことにつきましてはよき面も多々ござ  
りますけれども、やはり人心を常に新  
たにして、そして民意が一人の個性に  
よつて判断されるのでなしに、次々に

新しい感覚、新しい立場で判断され  
て、いろいろな体制を何らかの形で  
信する者でございます。どうかそい  
う意味におきまして、もつと一歩も二  
歩も進めて立法上の措置をやるのが適  
当だと思います。そういう方向に一つ  
の停滞ということもいわれます現状に  
おきまして、知事が三選、四選あるい  
は五選ということになりますと、その  
間ににおける停滞も行なわれまして、ど  
うしても日に新たなりといふ、そういう  
意気込みで地方の自治が進められる  
ということにはだんだん遠ざかって  
いくおそれがあります。そういう観点か  
ら考えましても、私の経験からいたし  
まして、知事は二選をもつてとどめる  
べきである、このように確信をいたす  
ものでございます。私自身のことを申  
して恐縮でございますが、私は二選を  
もつて何とかしてやめたい、やめるこ  
とが県民に対する唯一の奉仕である、  
かよろにまで考へるに至つたのでござ  
ります。そういうことから考へます  
ことは、ただ知事自身の自発的な考へで  
あります。そういうことを願うことは、私  
は不十分ではないかと思います。四  
選、五選と重ねられた知事の県政が  
りっぱなるものに育つということは、お  
そらく現在の知事はみなりっぱな方で  
ござりますから期待されますけれど  
も、もつと広い高い面から見ますと、  
しゃつたマンネリズムといふようなこ  
とになりがちでございまして、ここに  
フレッシュな感覚が自治体の中から抜  
けていく、いわゆる先ほど大臣のおつ  
しやつたマニエリズムといふようなこ  
とにいたしまして、ここに  
何らかの立法上の措置を講じまして、  
アメリカの大統領の三選をさせないと  
いうふうなことをすることが、地方自

治を育てるやうんであると私はかたへ  
いくといふようなことをでございます。  
四年に延長いたしたのでござります。

○田川委員 選挙制度審議会の答申に  
おいて任期を一年延ばしてもらいたい  
といたしました。そういう理由が  
御努力をいただきたい。このことを申  
し上げたいと思います。

もつと選挙管理の仕事を専門化したら  
どうかというような意見があつたよう  
に聞きますけれども、これについ  
てはどういうふうに聞いております  
か。

○安井国務大臣 小澤委員の御自身十  
分知事の地位を御経験になつた上のお  
話でありますし、私どもしごくご  
が、今後十分検討していただきたいと思つ  
ております。

○田川委員 自治法の最初の方から順  
次に聞いて参りたいと思いますが、最  
初に選挙管理委員のことです。最初に  
提案理由を聞きましてけれども、提  
案理由には理由がついてないようで  
ござります。そこです選挙管理委員  
の任期を三年から四年に延ばした理由  
をお聞きしたいと思います。

○佐久間政府委員 審議会の過程にお

きまして、御指摘のよくな意見があつ  
たことは私どもも伺っております。

○田川委員 それで選挙の管理事務もだんだんとむず  
かしく、問題も多くなつて参ります

し、また公明選挙の推進も選挙管理委員  
の責任において行なうということに

なりますと、委員にもできるだけその事  
務に慣熟をしていただくことが必  
要になるであろうことは、私

どもも全く同感でございまして、任期

を延長いたしますのは、そういう理由

からもこの際適當ではなかろうか、か

よう考へた次第でござります。

○田川委員 最初選挙管理委員の制度

ができたときの任期は二年といふよ

うに聞いておりますが、それに間違  
いませんか。

○佐久間政府委員 その点ちょっと正

確に記憶しておりませんが、たしか初

めから三年ではなかつたのだろうか

と思っておりますが……。なお調べて  
みます。

○田川委員 私の調べたところにより

ますと、昭和二十二年か三年、最初で

きた当時は二年であったと思います。

それから思ひますと、四年といふと

ますので、選挙管理委員会の委員とい  
たしまして、一通りそれらの選挙を  
管理するという建前から、委員の任  
期も四年にすることが非常に適當では  
ないだろか、こういうふうなことで  
ござります。

○田川委員 私の調べたところにより  
ますと、昭和二十二年か三年、最初で  
きた当時は二年であったと思います。

それから思ひますと、四年といふと

ちょうど倍の任期になるわけですが、選舉管理委員の制度ができた当時の選舉管理の趣旨といふものは、選舉は選舉民みんなでやるんだ、だから選舉管理をやる者も、選舉民が参加して選舉管理をするんだ、いわゆる選舉の民衆参加、こういう気持から選舉管理をやるべきであるということで、選舉管理制度ができたように私ども聞いております。そいつたしますと、任期も、選舉管理委員の仕事も、習熟する、なれさせるということよりも、できるだけ大せいの人選舉管理の仕事に携つてもらつて、選舉に対する関心も深めるといふことの方がより効果があるよう私ども思つておりますが、そういう点からしますと、どうも最初二年、それから四年にまで延ばすのはどうかという気持もあるのであります。この点について、局長の意見をお聞きしたいと思います。

○佐久間政府委員 田川委員のおっしゃいますように、当初選舉管理委員

の問題は、地方の選舉管理委員の方々の熱望が非常な大きさになつておる

ところをござりますれば、私もあえて異議を唱えるものではありませんけれども、もう一つ、この選舉管理委員のことにつきましてお聞きしたいことは、

○佐久間政府委員 これが新たに「選舉権を有する者で、人

格が高潔で、政治及び選舉に關し公正な識見を有するもののうちから」とい

うようなことがつけ加えられておりま

すが、「人格が高潔で、」といふことをつけ加えた理由をお示しいただきたい

と思います。

○佐久間政府委員 これも選舉制度審議会の御答申を尊重いたしまして、そ

のよくな立案をいたしたわけでござい

ます。

○田川委員 この選舉管理委員の任期

は引き続き保存して伸ばして参ります

とともに、かたがた管轄事務につきま

してもある程度なれていただくといふ

ふうに最近の経験より見て私どもも

感じておるわけでござります。

○田川委員 この選舉管理委員の任期

は引き続き保存して伸ばして参ります

とともに、かたがた管轄事務につきま

してもある程度なれていただくといふ

ふうに最近の経験より見て私どもも

感じておるわけでござります。

○田川委員 そうすると、中央選舉管

理会の委員の方は、資格要件にこら

うことがうたわれてないと思ひます

が、何か中央選舉管理会の方は、人格

高潔でなくともいいような印象も受け

ますけれども、中央選舉管理会の方は

どういうことになりますか。

○佐久間政府委員 これは中央選舉管

理会につきましても全く同様に考へる

べきであります私どもは思つております

が、今回選舉制度審議会の答申では、

地方の選舉管理委員会の問題だけお取

り上げになつておりますので、私ども

も、さしあたつてその点だけを取り上

げることにいたしたわけでございま

すが、将来関係部分を改正するような機

会がございましたならば、その点も十

分検討いたしたいと思ひます。

○田川委員 今度の公職選挙法の改正

案には、この問題は触れてないわけで

えております。

○田川委員 そらすると、選挙に関し

て禁固以上の刑に処せられた者が十年

以上たつて選舉管理委員にかりに任命

された、それは法律的には有効である

わけですね。

○田川委員 次の質問に移りますが、

次は公社等に対する地方団体の関与の

問題についてお伺いたします。

○佐久間政府委員 その通りでござい

ます。

○田川委員 次の質問に移りますが、

次は公社等に対する地方団体の関与の

問題についてお伺いたします。

○佐久間政府委員 その通りでござい

ます。

○田川委員 次の質問に移りますが、

次は公社等に対する地方団体の関与の

問題についてお伺いたします。

○佐久間政府委員 その通りでござい

ます。

○田川委員 そらすると、選挙に関し

て禁固以上の刑に処せられた者が十年

以上たつて選舉管理委員にかりに任命

された、それは法律的には有効である

わけですね。

○田川委員 そらすると、選挙に関し

て禁固以上の刑に



算なんといふことはございませんけれども、退職手当についてはやはり通算をした方がいいという考え方があります。また私どももさように考えておるわけあります。そういうふうなことをだんだん突き詰めて参りますと、あるいは御説のように、ほかの給与と切り離して、むしろ退職手当は退職年金により性質の近いようなものと考えて、画一的な規定をする方がよろしくはないか、私どももそういう感じはいたしました。おるわけであります。ただ現段階ですぐそういうものをこうじら方向で検討するといふところまではまだ考えていないのであります。

○田川委員 せつからく年金法もできようとしておる際でございますので、退職手当の独立した法律はすぐというわけには参りませんけれども、これは将来の課題として研究をしていくべきだと思います。

次に、退職手当の期間通算のことです。ありますが、これは努力規定になつておるのであります。条例で各自治団体がきめるわけですが、これが相当な効果が上がるものとお思いになつておられるかどうかお伺いしたい。

○佐久間政府委員 効果を上げますたためには、私どもは法律の規定の仕方よりも、実質的に地方公共団体が通算措置を講じ得るような条件を整えてやるということが大事じゃないかと思つておるわけでございます。その実質的な条件の一つといたしましては、各地方公共団体で支給をいたします退職手当の率と申しますか、内容と申しますか、そういうものをある程度均衡をはかるということが一つであらうと思

御指摘のありましたように、財政的に弱小な市町村の場合に、永年勤続した職員がその団体へたまたま来てそこで退職をしたために、その団体が非常に大きな財政支出を余儀なくされる、その負担に耐え得ないという心配のないようにしてやることであらうと思ふのでござります。それから三番目には、私どもの指導を強力にやるがやらぬかといふ問題だと思います。

その第一の退職手当の率の均衡におけるという点につきましては、実は地方公務員共済組合法案の附則で退職手当の制度を國家公務員の制度に準じて、「整備するように努めなければならぬ」という規定を今度置くことにいたしまして、大体退職手当が、従来のよりも二割五分程度財源的に見ますと引き上げることにいたしまして、この点につきましては地方公務員共済組合法の施行——十月一日を予定いたしておりますが、それ以後から半年分だけはすでに地方財政計画の中にも織り込んでござりますので、そういう規定ができ、そういう財源措置もいたしておられますので、よほど地方公共団体とては実行しやすくなつておる、かよろこびます。そこには考えておるわけござります。そこでこの地方自治法の規定につきましては、実行しやすくなつておる、かよろこびます。」ということをござりますが、こういう法律の規定を背景にいたしまして、私どもいたしましては十分指導をやつて参りたいと思つておりますので、相当実効が期待できるものと考えておるわけでござります。

るよう、市町村と県との間、市町村同士、いろいろ財政の負担力が違う、また給与水準も違うということで、一般の地方公務員についてはなかなか人事の交流が行なわれない、自治体自身も、特に市町村なんかは退職金の期間通算の条例をなかなか作らないと思うのです。今までもおそらく行政指導をしておられたと思いますけれども、それほど効果がなかつたように私ども見ております。今度この地方公務員の期間通算の問題がこうして実現しようとすることになつたのは、市町村立の全日制の教職員の退職金期間通算の問題が積極的に起つて、それによって一般地方公務員の問題もくるめてこういふような位置がとられようとしたのだと思いますが、御承知のように来年度からは高校生が非常にふえるわけでござります。昭和三十八年から三万九千人高校急増が非常に問題になるわけでございます。そこでこの高校急増の対策から見ても、何とかして各地方団体、特に市に対して退職金の期間通算を全面的に実施していただきたい。この市町村立の全日制の先生方は、教職員七十万の中で約一万にすぎません。小学校、中学校の先生方、国立の先生方、こうした先生方はみんな退職金の通算がされておるわけですが、それでも、全日制の市町村立の先生方だけは退職金の通算を受けてないわけですから、こつましても一市一校というのが非常に多いのですから、一つの学校に就職をしてしまうともうどこにも行けないというような状態が出る、人

事の停滞から見ても何とかして通算処理をしていただきたいと思います。この点につきましては、もう少し自治省が積極的に強い行政指導をしていかなければなかなか実現できないと思いますけれども、一つ局長にこの決心のほどをお聞きしたい。

公立の小中学校の先生がきてもらいや  
すぐするため、できるだけ早くまた  
効果的に行政指導をやってもらわなければ  
なりませんねと思ひますが、その行政指  
導もいってころからやつてもらえるか、  
おそらくこの秋には何とか実施できる  
ように、強い行政指導をやってもらわ  
なければ間に合わないと思ひますが、  
この点について局長の御意見をお聞き  
したい。

○佐久間政府委員 私どもも秋までに  
は強力な指導をやりたいと思つておりますが、その前提といたしまして、御  
審議願つております法律につきましては、できるだけ早く成立をさしていただき  
ますれば、法律が成立できましたならば、直ちに一つ行動を起こして指導をやつしていくよ、にいたしたいと  
思つております。

○田川委員 この問題については、こ  
れまでいっそ義務規定にすべきだとい  
うこととて文教部会などいろいろ話が  
出て、地方行政の部会とも話し合つて、いろいろ意見が出たわけござい  
ますが、私どもが非公式に局長の話を  
お聞きしますと、現在のよくな規定で  
も、義務規定にしましても、大した効  
果は変わらないのだ、義務規定と同じ  
ような効果であるということを非公式  
に聞いておりますけれども、この点に  
ついてはいかがでござりますか。

○佐久間政府委員 これを義務規定に  
しろというお説のありましたことも、  
立案の過程におきまして私ども十分拝  
聴をいたしておつたわけでございます  
が、いろいろ政府部内でも法制局等と  
も法制技術的に検討もいたしたわけで  
ございますが、現在の地方自治法の体  
系からいたしまして、それからまた先

ほど申しました地方公共団体が容易に実行し得るような条件を十分に整えるというような点からいいたしまして、この際は、努めなければならぬという、努力規定という形にすることが適当だということです。こういたしたわけでござります。実際の指導にあたりましてはど申しましたから、この法律が成立いたしましたならば、そのような市につきましては、義務規定と変わらない実効が上がるよう私どもいたしまして、も強力な指導をして参りたいと考えております。

**○佐久間政府委員** 法律に要件として  
るかどうかといふこともあわせて考えて  
て参りたいと思うのでござります。  
**○田川委員** 人口五十万以上の都市と  
いうこと以外に、今言われた事柄は何  
か書かれたものがござりますかどうか  
が。か。

市にはしないが、そのかわり府県の事務を思い切って市の事務に移譲するのだという形で解決された経緯もございまして、当時の五大市が人口の少ないものでも百万前後あったような事情もございまますので——そりかと申しまして、必ず人口が百万近くにならなければ

員に取り扱わせることができる。」といふ規定があるといふお答えをされておりますけれども、この国有財産法第九条、これは間違ひございませんか。

○佐久間政府委員 そのように解釈いたしております。

○田川委員 その九条の何項に当つては

は、先ほども申し上げましたように、十分実効が上がるようやつて参るつもりでございます。  
○田川委員 言葉が少しやわらかいの  
時間がありませんので、あと二、三

書いたものはございませんが、先ほど申し上げましたような自治法の規定そのほかの関係法律の規定で、指定都市の場合にはそれらの仕事を指定都市に

は指定できぬなど、いふことは別にございませんけれども、そういうようなことも一応参考にいたしまして、なお具体的の問題につきましては十分検討いた

○佐久間政府委員 三項でござりますか。  
す。

で、もう少しはつきりした答弁をお願いしたいのですが、特にこの義務規定については、多少法制局でも疑義があるようですが、この点は私どもも認めますが、市立高校の先生方に對するようでございます。この点は私どもはつきりわからないのでありますから、指定都市をきめる基準が私どもにはお聞きしたいのですが、端折つて參りたいと思います。

やらせると、いろいろに規定をいたしてありますので、それらの規定の趣旨から判断いたしますと、そのような事務を市に移譲いたしましても十分市が處理し得る能力を備えている場合に指定

○田川委員 来年四月に発足するといわれております北九州の五市の場合、これは合併が実現された暁には皆自動車で結論を出したいと、どうふうに思つておるのでござります。

合に、地方の知事が委任される事務の範囲、たとえば国有地の占用を許可する、その許可をする権限も含まれておるかどうか。事務の範囲を御説明いたさきことを思ひます。

してはもう少し真剣に考えていただきたいと思います。先ほども申しましたように、一市一校という市が六十三市あるわけです。これは私が調べたのでですから、多少数字が違うかもしませんが、一市一校の市はまだあります。人口五十万以上の都市ということだけでは、ほかに何か基準があるのでありますかどうかお伺いしたい。

しなければいかぬといふことが、法の趣旨としてうかがえるのじゃないかと思つておるわけでござります。  
**○田川委員** 今のような要件から見ますと、人口五十万以上の都市で事務処

市になるのですかどうか、お伺いしたい。

○佐久間政府委員　これは委任をいたしました事務の性質にもよろうかと思ひますが、お話をような財産につきましては、知事が許可をする権限も含まれるるというふうに解釈いたしております。

理の能力もあるといふような都市が三つばかりあるようでござります。これは見方によつて違うと思いますが、人口だけを見ますと、どうでしょか、川崎、福岡、札幌など、いずれも五十

で指定するところなどに相なるわけですが、私どもの考え方といたしましては、北九州五市が合併をいたしました結果できました新しい都市につきましては、いろいろの点から検討い

○田川委員 これはいろいろ議論があると思いますので、私はこれ以上お聞きいたしませんが、許可をする場合

がどこへも転任できないということになりますと、非常にかわいそうでもあります。市に対し、少なうとも市に對しては強力な行政指導をして、義務規定と何ら変わらぬ事務の責務を負ふべきである。

○佐久間政府委員 御指摘の三つの都  
市が指定都市に当てはまるかどうかと  
いうことをお伺いしたいと思います。

たしまして、十分指定都市に指定し得る要件を備えているのではないか、このような考え方をいたしております。  
○田川委員 最後に、もう「一」点ごく簡単にお伺いしたい。國の事務を地方

○佐久間政府委員 お話をうながしまして、海浜地などにつきましては、従来なに許可の基準を設ける必要があるかどうか、この点はいかがでござりますか。

○佐久間政府委員 御指摘のように市町村立の高等学校を持つておられます市につきましては、その方面からの御要望を私どもも怠頭に置きましたのでこのよな改正案を御審議願つておるわけで

もあらうようにお願いをしたいと思いま  
すが……。

当あるわけでござります。そこで私どもは、指定をいたします際には、人口要件としては五十万、それからさらにその市の事務処理能力と申しますか、市の能力から考えてみまして、指定都市になりました場合に、指定都市の責任に移される事務を能率的に処理でき

市について指定都市の要件に当てはまるかどうかということは、私どもももう少しよく検討した上でないとお答えいたしかねますが、そもそもこの制度ができましたときには、御承知のように五大市が県から独立した特別市にならうという運動がございまして、その問題の解決策といたしまして、特別

に委任する問題でございますが、先日の委員会で国有財産の管理を地方に委任することにつきまして、私佐久間さんに質問をいたしましたが、その中で、行政財産を知事に委任するその根拠といふものは、国有財産法第九条、すなわち「国は、国有財産に関する事務を、云々「地方公共団体又はその吏

おその法的性格なり、その取り扱い方などについて、率直に申しましてまだ検討が尽くされていない点もあるよう存じております。従いまして、その許可の範囲などにつきましてなお問題があろうかと思うのでございますが、お話をのよにその許可の取り扱い基準というようなものも、今後もう少し明

確にするように検討する必要も私どもあらうかと思つております。

○田川委員 許可の基準を設けているところはどこもないと思ふのです。私がお聞きしているのは、この場合許可の基準を設けるべきかどうかということです。

○佐久間政府委員 国有財産と申しましても、それぞれ所管が各省に分かれておりますので、海浜地などは建設省の所管にならうかと思ひますが、そういたしますと、建設大臣が委任をいたします場合に、よく大蔵大臣と協議をいたしまして、その辺の許可の基準等については示す必要があるらかと思つております。

○田川委員 どうもお答えがちょっとはつきりしないのですが、許可をする場合に、許可の基準を設けないで許可をしていいかどうかというふうにお聞きしている。

○佐久間政府委員 これは現行法上は、法令上別段許可の基準を示すとか、あるいは制限をするとかいうことは具体的には書いてございません。ただ一般的には、国有財産法の十八条でもって、「その用途又は目的を妨げない限度において」云々というふうに書いてござりますので、ごく一般的、抽象的に申しますと、その用途または目的を妨げない限度という制約はございますが、その中でさらにもつと具体的な基準というものは、法例の上にもないようございますから、これは今申しました大きなワクの中で知事が判断をされればいいんじやなかろうかと思つております。

○田川委員 この問題につきましては、また後ほどお聞きをいたします

が、これは局長もう少し研究していただきたいと思うのです。建設省の方から地方団体あてに許可の基準を定められたいうような通達も出ておるわけでございますから、今のことにつきましてはもう少し研究をしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○園田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十一分散会





昭和三十七年四月十四日印刷

昭和三十七年四月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局